

国立大学法人横浜国立大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する制度の運用方針

学 長 裁 定

令和5年1月19日

改正 令和6年3月13日

国立大学法人横浜国立大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する制度に係る取扱要項（令和4年1月13日学長裁定。以下「取扱要項」という。）第11条の規定に基づき、この制度の実施についての運用方針を定める。

（学長が特に認める研究プロジェクト）

- 1 取扱要項第4条第1項第2号に規定する学長が特に認める研究プロジェクトは、次に掲げる事業（部局長等が職責として研究代表者を担う事業を除く。）とする。
 - （1）取扱要項第2条第1号に規定する競争的研究費による大型の研究プロジェクトのうち、当該競争的研究費の事業期間において各年度当たりの直接経費の平均額が5千万円以上の事業
 - （2）次のアからオに掲げる研究プロジェクトのうち、次世代の研究拠点を担う若手研究代表者（事業が採択された年度末に49歳以下の教員をいう。）の事業
 - ア 競争的研究費による大型の研究プロジェクトのうち、競争的研究費の事業期間において各年度当たりの直接経費の平均額が2千万円以上の事業
 - イ 社会技術研究開発事業（人文学・社会科学研究に限る。）
 - ウ 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業
 - エ 戦略的創造研究推進事業
 - オ 創発的研究支援事業

（学長が承認する額）

- 2 取扱要項第5条第1項に規定する学長が承認した額（取扱要項第4条第1項第1号を除く。）については、競争的研究費の事業期間において各年度当たりの直接経費の平均額が次に掲げる区分により、その区分を適用して得られた額の範囲内とする。
 - （1）直接経費の平均額が5千万円以上の場合 360万円
 - （2）直接経費の平均額が5千万円未満の場合 $360万円 \times \{ \text{当該平均額} \div 5千万円 \}$

（若手研究代表者の特例）

- 3 第1（2）アに掲げる大型の研究プロジェクトの扱いについては、複数の事業に係る直

接経費の平均額を合算して適用することができる。この場合において、第1（2）アの適用は「事業期間」を「各年度における直接経費の合算額が2千万円以上の事業期間」と、「直接経費の平均額」を「直接経費の平均額の合算額」と読み替える。

（予算管理部局長によるエフォート確認）

- 4 取扱要項第8条第1項、第4項及び第6項に規定するエフォート申告書及び従事状況報告書に係る予算管理部局長のエフォート確認は、エフォート管理の運用統一について（令和2年3月31日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）により実施する。この場合において、適切なエフォート管理の観点から、次に掲げる要件を確認する。

（1）研究活動に係るエフォート確認

ア 研究プロジェクトに係るエフォート配分割合を超えて、適用期間内に使用しきれない過大な競争的研究費が配分されていないこと。

イ 研究資材の入手困難その他やむを得ない事由以外に、適用期間内に競争的研究費の執行が完了できない諸事情が存在していないこと。

（2）教育活動に係るエフォート確認

教育活動に係るエフォート配分割合が適用期間内に実施する学部及び大学院の授業及び研究指導に要する時間の当該配分割合を下回っていないこと。

（3）管理運営活動又は社会貢献活動に係るエフォート確認

管理運営活動又は社会貢献活動に係るエフォート配分割合が適用期間内に実施する本学の管理運営業務（委員会業務、入試業務等）又は国・地方公共団体等の社会貢献業務（職務外兼業を除く。）に要する時間の当該配分割合を下回っていないこと。

（適切なエフォート管理等）

- 5 予算管理部局長は、取扱要項第8条第1項に基づき制度の適用を了承したときは、第4により確認した研究活動に係るエフォートを適切に管理して当該研究プロジェクトに従事させるため、当該適用期間内に研究活動以外の業務を増加させないよう配慮するとともに、当該業務の軽減又は免除の措置に努めるものとする。この場合において、当該措置を理由に教員業績評価を行う際、不利益な扱いをしてはならないものとする。

- 6 競争的研究費の予算管理部局長と研究代表者の所属部局長が異なる場合は、予算管理部局長が所属部局長に第5の措置を要請するものとする。

附 則

この運用方針は、令和5年1月19日から実施する。

附 則

この運用方針は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。